



論文式試験合格への道(その2)

～法令基準集の使い方と過去問について～

TAC梅田校・神戸校 監査論講師
岡田 健司



まずはじめに(やってはいけないこと)

- × テキスト、問題集(※)の丸暗記 → 効率が悪く、**無駄・不要**。
- × 答練、模試、過去問の模範解答の丸暗記 → 効率が悪く、**無駄・不要**。
- × 監査基準委員会報告書や法令基準集(※)の通読 → 効率が超悪く、**無駄・不要**。
- × 曖昧な知識の拡大 → **曖昧な知識はむしろ有害で無用**。

× ダメよダメダメ！

(※) 暗記についての注意点

ただし、監査基準前文及び本文、監査報告書全文など正確な暗記が必要なものもあります。

「**法令基準集に掲載されない重要な基準や規定**」が暗記対象になるので、暗記すべきものとそうでないものの線引きを、あらかじめ正確にしておきましょう（あとで触れます。）。



覚えるべきことと覚える必要のないものの峻別はどする？

◎ **法令基準集に掲載されない重要な基準や規定**は覚えていく必要がある

具体的には以下(完璧度合い/優先順位(A>B>C)、

- 監査基準前文(丸暗記ではなく改訂の背景と趣旨を書ける程度に/**A**)→但しほぼテキストで網羅
- 監査基準本文(出題可能性の高い箇所(監査の目的等)はできるだけ/**B**) cf: 入門テキスト末尾
- 金商法A/R(無限定適正)全文(一言一句が望ましい/**B**) cf: 上級テキストP132・133
- 四半期レビュー報告書(無限定結論)全文(余裕あれば/**B**) cf: 上級テキストP232・233
- 内部統制監査報告書(余裕あれば/C) cf: 上級テキストP256・257
- 内部統制報告書(めっちゃ余裕あれば/D) cf: 上級テキストP250



令和4年度論文式試験範囲の注意点

◎法令や基準の適用基準日:

令和4年4月1日(租税法のみ令和4年1月1日)に施行・適用されている法令・基準

◎上級テキストの発行日:

令和3年(2021年)4月3日

講義開始上止むを得ないズレがある

◎この間に新たに施行・適用となる主な基準 例)改正監基報315及び540など

→これらは詳しくは直前講義でフォローします。



法令基準集の使い方(試験当日)

- ☹️ どんな時に使用するかー使用ケース1ー
 - 論点を特定することができたが、正確にテキストを覚えていない場合
 - こんなときは、該当する監基報から「**要求事項**」「**適用指針**」を抜き出して記載しましょう。
- ☹️ どんな時に使用するかー使用ケース2ー(以下の3条件が揃ったとき)
 - テキストにもない、見たこともない論点
 - 答練にも、全答練にも出たこともない論点
 - このままではまったくの白紙になってしまう → **白紙は絶対に回避すべき!**
 - こんなときは、該当する監基報から「**要求事項**」を抜き出して記載しましょう。
- ☹️ どんな時に使用するかー使用ケース3ー
 - 正確な用語が思い出せない場合
 - こんなときは、該当する監基報に「**定義**」規定がありますのでそれを確認しましょう。
- 😊 上記の3つの使用ケースに備えるために次の頁の準備をしましょう。



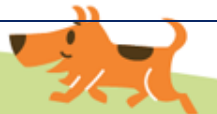
法令基準集の使い方(学習時・準備段階)

- ⊖ 法令基準集自体を読み込むことは辞めてください、意味はありません。
- ⊖ ただし、試験当日に使えるよう備えておくこと、準備しておくことは必要です。
- ⊖ どうやって備えるのか。
 - ⊖ その1: 次の頁のとおり、各監基報が何を定めた基準(どの論点、どのシーンで使用する基準)かを理解しておく。
 - ⊖ その2: 各監基報の原典をダウンロード、そのうえで、目次のみ印刷してノートに貼り付け、各監基報が定めている要求事項(※)の項目について「ふ〜ん」と思いながら、なんとなく読んでおく(最終回で配布します)。
- ⊖ これにより、当日に必要な規定を検索できるように備えておきましょう。

(※) 監基報の構成

監基報は、目次、Ⅰ 前文（①報告書の（対象とする）範囲、②報告書の目的、③定義（規定））、Ⅱ 要求事項、Ⅲ 適用指針という構成になっています。

Ⅱの要求事項にはその規定に関して参照されるⅢ適用指針が明記されています。ですので、要求事項が検索できれば適用指針も参照することができます。



法令基準集の構成

報告書	名称	概要
品質管理基準委員会 報告書【品基報】第1号	「監査事務所における品質管理」	監査事務所における品質管理
監査基準委員会報告書 【監基報】200	「財務諸表監査における総括的な目的」	財務諸表監査の基礎的理論（経営者の責任）や基礎的用語
同210	「監査業務の契約条件の合意」	監査契約について問われた時
同220	「監査業務における品質管理」	個々の監査業務における品質管理
同230	「監査調書」	監査調書としての要件が規定
同240	「財務諸表監査における不正」	<u>例外的に使いやすい</u>
同250	「財務諸表監査における法令の検討」	法令違反やコンプライアンスについて問われた時
同260	「監査役等とのコミュニケーション」	
同265	「内部統制の不備に関するコミュニケーション」	内部統制の不備について「伝達」「コミュニケーション」の観点から問われた時



報告書	名称	概要
監査基準委員会報告書 300	「監査計画」	
同 3 1 5	「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」	改正
同 3 2 0	「監査の計画及び実施における重要性」	計画と実施段階の重要性
同 3 3 0	「評価したリスクに対応する監査人の手続」	
同 4 0 2	「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」	委託業務の監査について問われた時
同 4 5 0	「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」	意見形成時の虚偽表示の取扱い
同 5 0 0	「監査証拠」	監査証拠の特質と具体的な監査手続 精査と試査等項目の抽出方法
同 5 0 1	「特定項目の監査証拠」	棚卸・立会、訴訟事件、セグメント 情報について問われた時
同 5 0 5	「確認」	残高確認について細かく問われた時
同 5 1 0	「初年度監査の期首残高」	初年度監査または監査人の交代につ いて問われた時
同 5 2 0	「分析的手続」	分析的手続（分析の実証手続を含 む。）の意義と留意事項
同 5 3 0	「監査サンプリング」	サンプリング方法について具体的に 問われた時

報告書	名称	概要
監査基準委員会報告書 【監基報】 5 4 0	「会計上の見積りの監査」	改正
同 5 5 0	「関連当事者」	
同 5 6 0	「後発事象」	事後判明事実を含む（講義後補足）
同 5 7 0	「継続企業」	
同 5 8 0	「経営者確認書」	
同 6 0 0	「グループ監査」	連結に関する問題の時
同 6 1 0	「内部監査人の作業の利用」	
同 6 2 0	「専門家の業務の利用」	
同 7 0 0	「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」	
同 7 0 1	「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」	KAM（監査上の主要な検討事項）が問われた時、KAMの目的は報告書の範囲にも記載されている（ 使いやすい ）
同 7 0 5	「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」	除外事項について問われた時
同 7 0 6	「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」	いわゆる追記情報について問われた時
同 7 1 0	「過年度の比較情報一対応数値と比較財務諸表」	比較情報について問われた時

報告書	名称	概要
監査基準委員会報告書 720	「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」	その他の記載内容が特に問われた時
同800	「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」	特別目的の監査について問われた時
同805	「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」	×（使うことはない。）
同810	「要約財務諸表に関する報告業務」	×（使うことはない。）
同900	「監査人の交代」	初年度監査または監査人の交代について問われた時
同910	「中間監査」	×（使うことはない。）
	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令・同ガイドライン（様式を除く。）	監査基準（3条3項）、 監査報告書等の記載事項（4条） が思い出せない時、法令違反等事実が問われた時（7条）

☆本番で「『法令基準集』を使いこなす力とは。

①各基準書が何を規定したものかの暗記（例：600「グループ監査」＝連結監査時の考慮事項）

②各基準書がどういう体系になっているのかを知っておく（＝必要な規定を抜き出せる）。

要求事項：監査人が必ず実施しなければならない事項（括弧で参考となる適用指針の条文）

適用指針（A～）：要求事項の解釈に係るもの

※ 不正リスク対応基準適用企業の監査のみに適用される規定にはFが付されます。



過去問の分析結果（初回に配布したプロット図も参照）

- ◎ 「**監査の実施の局面**」「**監査報告書**」の内容が出題の大半を占める
- ◎ また近年「**事例**」が必ず出題され、上記も事例に絡めての出題が増えている（令和3年度は事例問題が2題出題されました。今後どうなるかは不明。）
- ◎ 実施基準の基本原則として「**リスク・アプローチ**」、「**重要性**」は頻出
- ◎ ある論点を通じて縦串で「監査計画」、「監査の実施」、「監査報告」それぞれの場面での注意点や、一連のつながり・流れを問う事例もよく登場する（例）会計上の見積りや継続企業的前提（GC）など
- ◎ また、「**二重責任の原則**」は形・姿・題材を変え、よく問われている

◎ 不正に対する責任、GCに対する責任、監査報告書、追記情報、経営者確認書、内部統制等



過去問の分析結果(別紙も参照)

- ◎ 四半期レビューは財務諸表「監査」との対比で問われることが殆ど(単独での大問の出題可能性は低い)
- ◎ 内部統制監査も同様(平成24年度は例外、どの予備校も驚いた、平成30年、令和元年に小問で久しぶりに出題(試験委員の研究分野))
- ◎ 「監査の品質管理」は抽象的で難しいので、問われにくい
- ◎ 一般基準は近年出題を潜めていたが、令和2年度に「独立性」が大問で出題、なお、今後も解答にあたり、「**専門性**」、「**公正不偏の態度**」、「**独立性の保持**」、「**正当な注意**」、「**職業的懐疑心の保持**」はときにキーワードとなり書くと加点要因になることもあるので、常に頭には置いておくとい(特に、後者2つ)
- ◎ 昨今の監査状況から「**不正**」、「**会計上の見積り**」、「**GC**」、「**監査意見の形成**」はいつ出題されてもおかしくない論点、昨今の監査状況を理解するために、「**会長通牒平成 28 年第1号**」はぜひ一読して欲しい。



絶対に合格して
会計士になろう！



絶対合格宣言！

監査基準委員会報告書315改正の概要

改正の背景

国際監査基準の改正

1. 現行ISA315の適用の問題点

IAASBによる適用モニタリングにおいて、現行ISA315の一貫した適用に問題がある（実務のばらつきが存在する）可能性があるとの指摘がなされていた。また、IT全般統制に関する指針が十分でない懸念が生じていた。

2. 監督機関の検査による指摘

IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）、公認会計士・監査審査会の「監査事務所検査結果事例集」及び日本公認会計士協会の「品質管理委員会年次報告書」において、リスク評価手続が適切に実施されていない旨の指摘があり、監査品質向上のために、リスク評価手続に関する監査の基準の改正が必要であった。

監査基準の改訂

2020年11月11日に公表された、「監査基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会）（以下「改訂監査基準」という。）において、リスク・アプローチの強化について、主に以下の改訂がなされている。

- ① 基本的なリスク・アプローチの概念や考え方は現行の監査基準を踏襲しつつも、「固有リスクと統制リスクを分けて評価する」とこととされた。
- ② 特別な検討を必要とするリスクについて、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクと再定義された。

【適用時期】

改訂監査基準のリスク・アプローチの強化については、2023年3月決算に係る財務諸表の監査から実施するとされており、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から実施することを妨げない、とされている。

主な改正点

1. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価の強化、適用の一貫性の確保

- (1) 「固有リスク要因」等の新たな概念の導入 P.5~8参照
- (2) リスク評価手続の明確化
 - ① 重要な虚偽表示リスク P.9参照
 - ② 固有リスクと統制リスクを分けて評価する P.10参照
 - ③ 固有リスクの分布 P.11参照
 - ④ 特別な検討を必要とするリスク P.12参照
 - ⑤ リスク評価等に関する流れ P.13参照
 - ⑥ 内部統制のデザインの評価と業務への適用等 P.14参照
 - ⑦ 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク P.15参照
- (3) 重要な取引種類、勘定残高又は注記事項の網羅性の検討 P.16~17参照

【リスク評価の見直しについて】

リスク・アプローチの基本的な概念や考え方は、現行から変更はないが、重要な虚偽表示リスクの識別と評価を行う際に一貫性をもって適用できるよう、強化と明確化が図られている。

2

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点

2. 企業の内部統制システムの理解の一貫性の確保

- (1) 内部統制に関する用語の明瞭化（「内部統制」と「内部統制システム」） P.18参照
- (2) 内部統制システムの5つの構成要素の理解の範囲の明確化 P.19~26参照
- (3) IT関連
 - ① 用語の定義 P.27参照
 - ② IT全般統制の識別と評価の流れ P.28参照
 - ③ IT全般統制の識別と評価 P.29参照

3. 適用される財務報告の枠組みの理解 P.30参照

4. 適用の柔軟性 P.31参照

5. 職業的専門家としての懐疑心の強調 P.32参照

【監基報タイトルの変更について】

現行監基報315のタイトル「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を、改正監基報315において、「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に変更している。
変更する趣旨は、現行監基報315において「企業及び企業環境の理解」に含められていた「適用される財務報告の枠組みの理解」と「内部統制の理解」の重要性を強調するとともに、「理解」よりも「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に重点を置くことを示すことにある。

3

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点

基本的な構造に変更はないが、主に(1)重要な虚偽表示リスクの識別及び評価、(2)内部統制システムの理解（ITを含む）及び(3)適用される財務報告の理解に関して修正するとともに、起草の方針についても、要求事項には実施しなければならない事項のみ記載し、その理由、具体的な方法については適用指針で記載するように変更している。

また、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムを理解するための追加の考慮事項を、付録で取り上げている。

項目	改正監基報315	現行監基報315
1. リスク評価手続とこれに関連する活動	第12項～第17項	第4項～第9項
① ② ③ 2. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解	第18項～第26項	第10項～第23項
3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価	第27項～第36項	第24項～第30項
4. 監査調書	第37項	第31項
適用指針	A1～A226	A1～A150
付録 1 企業及びそのビジネスモデルを理解するための考慮事項	付録 1	-
付録 2 固有リスク要因の理解	付録 2	付録 2 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象
付録 3 企業の内部統制システムの理解	付録 3	付録 1 内部統制の構成要素
付録 4 企業の内部監査機能を理解するための考慮事項	付録 4	-
付録 5 ITを理解するための考慮事項	付録 5	-
付録 6 IT全般統制を理解するための考慮事項	付録 6	-

4

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

基準第13号外

主な改正点1(1) 「固有リスク要因」等の新たな概念の導入

改正点と同等

② 関連するアサーション

取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。アサーションが「関連するアサーション」であるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われる（すなわち固有リスク）。（第11項(5)及びA2項参照）

重要な虚偽表示リスクの識別の網羅性の強化のために導入

③ 重要な取引種類、勘定残高又は注記事項

関連するアサーションが一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。（第11項(8)参照）

情報システムの理解の範囲及びリスク対応手続の範囲の明確化のために導入

④ 固有リスク要因

関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。（第11項(6)、A3項、A74項及び付録2）

固有リスクの識別と評価の強化のために導入

① 企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解に基づき、固有リスク要因がどのようにアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに影響するのか検討する。

5

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

⑤ 上場企業

⑥ 売場 売場金

⑦ 関連Ass.

⑧ 関係評価表

主な改正点1(1)「固有リスク要因」等の新たな概念の導入

固有リスク要因は、定性的又は定量的な要因で、以下の5つを含む

複雑性	財務報告に必要な情報の性質、又は財務報告に必要な情報の作成過程のいずれから生じる。
主観性	利用可能な知識や情報に制約があり、客観的な方法で財務報告に必要な情報を作成することに固有の限界がある場合に生じる。
変化	時の経過により、企業の事業又は経済、会計、規制、産業若しくは企業が事業を行う環境の他の側面に影響を及ぼす事象や状況がもたらす結果で、それらの事象や状況の影響が財務報告に必要な情報に反映される場合に生じる。
不確実性	財務報告に必要な情報が、直接的な観察によって検証可能な十分に正確かつ包括的なデータのみによって作成することができない場合に生じる。
経営者の偏向又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさ	経営者の偏向の生じやすさは、財務報告に必要な情報を作成する際に、意図的であるか否かを問わず、経営者が中立性を保つことが難しい状況から生じる。

6

Copyright © by JICPA. All rights reserved.



主な改正点1(1)「固有リスク要因」等の新たな概念の導入 固有リスク要因と重要な虚偽表示リスクの例示（315(付録2)）

関連する固有リスク要因	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの存在を示唆する事象又は状況の例示	
複雑性	規制	非常に複雑な規制を受ける事業運営
	ビジネスモデル	複雑な業務提携及び合併企業が存在
	適用される財務報告の枠組み	複雑な計算プロセスを必要とする会計上の測定
	取引	オフバランス化、特別目的事業体及びその他の複雑な財務上の契約の利用
主観性	適用される財務報告の枠組み	会計上の見積りにおいて、適用され得る広範な測定規準（例えば、減価償却費や工事収益の経営者による認識）
		投資不動産のような非流動資産の評価技法やモデルに関する経営者の選択
変化	経済状況	経済的に不安定な地域における事業運営（例えば、重大な通貨切下げや高いインフレーション経済にある国々）
	市場	市場の不安定性に晒されている事業運営（例えば、先物取引）
	顧客喪失	重要な顧客喪失等による事業継続と流動性の問題
	産業モデル	企業が事業運営している産業の変化
	ビジネスモデル	サプライチェーンの変更
		新製品や新サービスの開発若しくは提供又は新規事業への参入
	地理	新たな地域の新規開拓
	企業構造	大規模な買収、組織変更又はその他の通例でない事象といった企業内の変化
	人材	売却の可能性のある関係会社又は事業セグメントの存在
		主要な役員の退任を含む重要な人事異動

次ページに続く

7

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(1)「固有リスク要因」等の新たな概念の導入 固有リスク要因と重要な虚偽表示リスクの例示（315.付録2）

X

次ページより続く

関連する固有リスク要因	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの存在を示唆する事象又は状況の例示	
変化	I T	I T環境の変化 財務報告に関係する重要な新規 I Tシステムの導入
	適用される財務報告の枠組み	新しい会計基準の適用
	資本	資金調達に関する新たな制約
	規制	企業の事業運営又は経営成績についての規制当局等による調査の開始 環境保護関連の新しい法律の影響
不確実性	財務報告	会計上の見積り及び関連する注記事項に係る重要な測定の不確実性を伴う事象又は取引 係争中の訴訟と偶発債務（例えば、製品保証、保証債務、環境改善）
経営者の偏向又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさ	財務報告	経営者や従業員による不正な財務報告（重要な情報の省略、又は不明瞭な注記事項を含む。）の機会
	取引	関連当事者との重要な取引 関係会社間取引及び期末日近くに計上された巨額の収益を含む、通例でない多額の取引 借入金の借換え、資産の売却予定及び市場性のある有価証券の分類のような経営者の意思に基づいて記録される取引

8

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

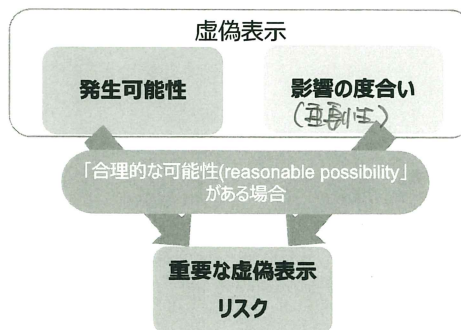
① 重要な虚偽表示リスク

- 現行監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」第12項(10)の「重要な虚偽表示リスク」の定義では、

識別が求められるアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する適用指針の定めがなかった。

- 改正監基報315の適合修正において、

監基報200第12項に適用指針を追加し、重要な虚偽表示リスクが存在するのは、(1) 虚偽表示の発生(すなわち、**発生可能性**)と(2) 虚偽表示が発生した場合の重要性（すなわち、**影響の度合い**）が、「**合理的な可能性**」がある場合であることを明確化（改正監基報200.A12-4項）



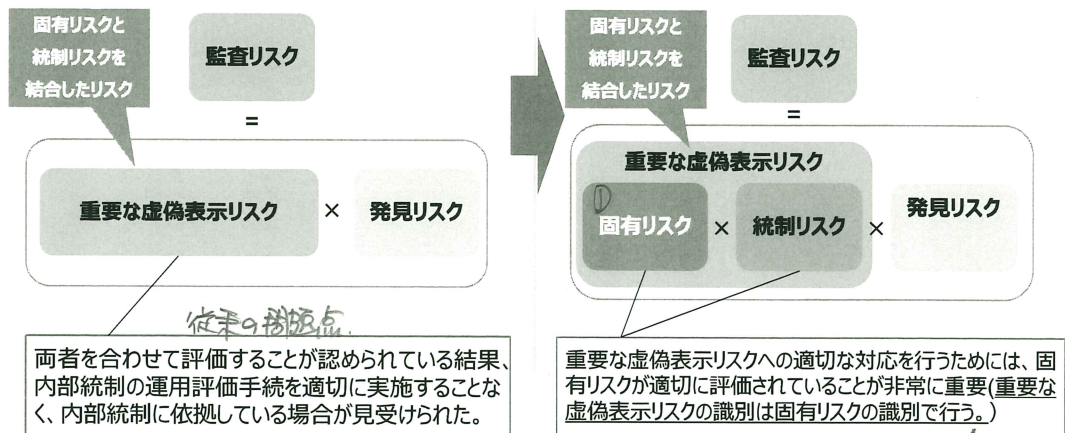
9

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

②固有リスクと統制リスクを分けて評価する

- 現行監基報200「財務諸表監査における総合的な目的」A39項において、固有リスクと統制リスクを別々に評価することも両者を合わせて評価することも認められていた。
- 改正監基報315第5項及び第30項では、固有リスクと統制リスクとに分けて評価することが要求される。



10

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

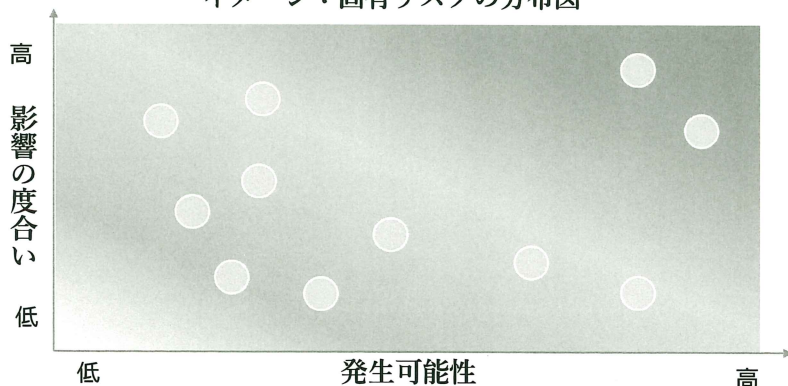
③固有リスクの分布

固有リスクの分布

評価した固有リスクの程度は高いものから低いものまで様々であり、これを固有リスクの分布（境界線がなく無段階に連続的に変化する固有リスクの分布）と呼ぶことがある。（第5項参照）

虚偽表示の発生可能性と影響の度合い、また、固有リスク要因を考慮する際の枠組みとして、重要な虚偽表示リスクの識別と評価の一貫性強化のために導入

イメージ：固有リスクの分布図



11

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

④特別な検討を必要とするリスク

- 特別な検討を必要とするリスクの決定の実務にバラツキがあると指摘されている。
- 原因の一つとして、特別な検討を必要とするリスクの性質を説明していないことが挙げられた。

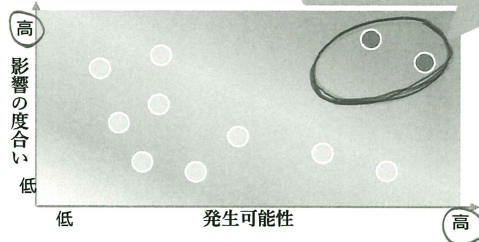
現行監基報315第3項(3)の定義では「識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスクをいう。」とされており、リスクへの対応の説明になっている。

- 監査基準と同様、改正監基報315第11項(10)の定義では、リスクの性質にフォーカスした内容に変更。

以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。

- ① 虚偽表示の生じる可能性と、当該虚偽表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在するリスク
- ② 他の監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク

イメージ：固有リスクの分布図



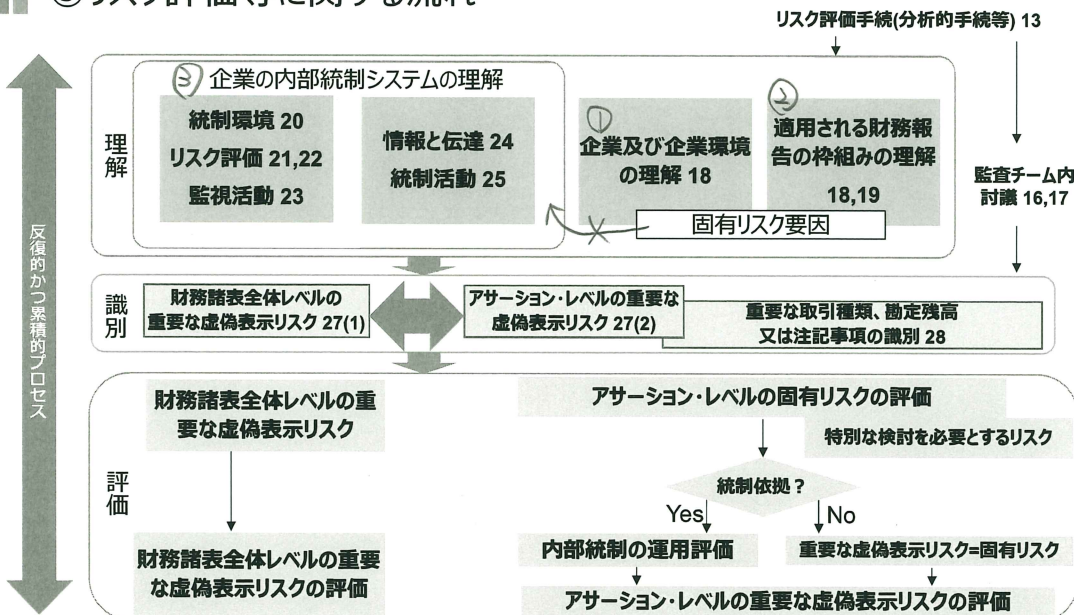
12

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

⑤リスク評価等に関する流れ

注：下記図表の数字は、改正監基報315の項番号を表す。



13

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

⑥内部統制のデザインの評価と業務への適用等

- 現行監基報315第12項では、

「監査に関連する内部統制を理解する際」に、内部統制のデザインを評価し、業務に適用されているかどうかについて評価が求められているが、その目的・範囲が必ずしも明確ではない。

- 改正監基報315では、以下の内部統制について、^①デザインの評価、及び業務に適用されているかどうかについて判断を要求（第25項(4)、A139項、A140項）

- ①特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制
- ②仕訳入力に関する内部統制
- ③運用評価手続の実施を計画している内部統制（実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクに対応する内部統制を含む）
- ④監査人が評価することが適切と考えるその他の内部統制
- ⑤上記の内部統制に関連するITアプリケーション及び関連するその他のIT環境で、ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制

14

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

⑦財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク

- 現行監基報315第24項において、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めているが、その方法やアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクとの関係について説明していない。

- 改正監基報315において、識別した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価において実施する事項及びその理由等を明確化

- 以下を実施することを要求事項として明記（第29項）

- (1) 当該リスクが、アサーション・レベルのリスクの評価に影響を及ぼすかの判断
- (2) 当該リスクが、財務諸表に対して及ぼす広範な影響の内容とその程度を評価

- 適用指針において、評価を実施する理由を明示

- 監基報330に従った全般的な対応が必要となるかどうかを判断するため（A180項）
- アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに与える影響を判断し、リスク対応手続を立案するため（A181項）

- 適用指針において、内部統制システムに関する理解（特に、統制環境の不備）の影響を受けることを説明（A183項）

15

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点1(3)

重要な取引種類、勘定残高又は注記事項の識別の網羅性の検討

- 改正監基報315第35項において、重要な取引種類、勘定残高又は注記事項の識別の網羅性の検討を要求（新設）。また、改正監基報330（適合修正）において改正監基報315第35項との関連性を明確化

重要な(significant)取引種類、勘定残高又は注記事項

関連するアサーション(※)が一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。（第11項(8)）

(※) 関連するアサーション＝重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーション

重要な虚偽表示リスクが識別された取引種類、勘定残高又は注記事項

関連するアサーションを識別していないが重要性のある(material)取引種類、勘定残高又は注記事項

つまり

重要な虚偽表示リスクが識別されていない取引種類、勘定残高又は注記事項であるが、量的又は質的に重要なもの

振り返り:

関連するアサーションに関する当該評価 が引き続き適切であるかどうかを評価することを要求（第35項）

16

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

大振り図1から大振り(請査士)

主な改正点1(3)

(補足) 重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項

× 重要な

- 改正監基報330（適合修正）において、監査人は、「関連するアサーションを識別していない（重要な虚偽表示リスクを識別していない）が重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項」「重要な取引種類、勘定残高又は注記事項に関するリスク対応手続が実証手続を含んでいない場合」について、実証手続を立案し実施することを要求（改正監基報330第17項）

実証手続の立案と実施が要求される理由

監査人のリスク評価が、判断に基づくものであり重要な虚偽表示リスクの全てを識別できていない場合があること、内部統制には経営者による内部統制の無効化を含む固有の限界があることから、実証手続を要求。（改正監基報330.A41項）

但、

関連するアサーションを識別していないが重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項の留意点

については、

全てのアサーションについて実証手続が要求されているわけではなく、むしろ、仮に虚偽表示が発生した場合に虚偽表示が重要となる可能性が合理的にあるアサーションを検討して実証手続の種類、時期、範囲を決定（改正監基報330.A41-2項）

17

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点2(1) 内部統制に関する用語の明瞭化

- 改正監基報315において、「内部統制(Controls)」(第11項(11))及び「内部統制システム(System of Internal Control)」(第11項(12))の2つの概念が定義されている(現行監基報315においては、「内部統制 (Internal control)」という用語にこの2つの概念が含まれている。)

内部統制システム (第11項(12))

以下の5つの相互に関連した要素から構成される

- ① 統制環境
- ② 企業のリスク評価プロセス
- ③ 内部統制システムを監視する企業のプロセス
- ④ 情報システムと伝達
- ⑤ 統制活動

内部統制 (第11項(11)、A7項～ A10項)

企業が、経営者又は監査役等の統制目的を達成するために策定する方針又は手続

- (1) 方針とは、統制を遂行するために、組織内ですべきこと又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあれば、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。
- (2) 手続とは、方針を実行するための具体的な行為をいう。

18

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

※ 内部統制システムについては「統制環境」「リスク評価プロセス」「情報システムと伝達」「統制活動」の4つを指す。また、内部統制監査基準上では「統制環境」「リスク評価プロセス」「情報システムと伝達」「統制活動」の4つを指す。TACのテストでは6つとしている。

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化

- 内部統制の理解の目的、理解が要求される範囲が不明瞭との指摘に対応するため、内部統制システムの5つの構成要素を二つに分類して整理。

項目	分類	改正監基報315
1. 統制環境	・主に間接的な内部統制 (A84項)	第20項、A87項～A96項
2. 企業のリスク評価プロセス	・他の構成要素における内部統制の有効性に影響を与える (A85項)	第21項・第22項、A97項～A101項
3. 内部統制システムを監視する企業のプロセス	・不備は財務諸表の作成に広範な影響を及ぼす可能性 (A86項)	第23項、A102項～A110項
4. 情報システムと伝達	・主に直接的な内部統制 (A111項)	第24項、A119項～A134項
5. 統制活動	・アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価することに役立つ (A112項)	第25項、A135項～A169項

理解と評価の明確化

1. 統制環境

2. 企業のリスク評価プロセス
3. 内部統制システムを監視する企業のプロセス

- 各構成要素について理解が求められる項目をより具体的に記載
- 各構成要素について評価が求められる項目を記載

4. 情報システムと伝達
5. 統制活動

- 情報システムと伝達について理解と評価の項目をより具体的に記載
- 統制活動については、デザインと業務への適用の評価を要求する項目を明示

→ p14の①～⑤

19

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

→ 5つの基本的要素の系統図 = 内部統制システム

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化 (補足) 統制環境の理解と評価

■ 監査人は、リスク評価手続を通じて得た以下の理解や評価により、財務諸表の作成に影響を及ぼす統制環境を理解しなければならない。(第20項)

理解	評価
(1)以下に関する一連の内部統制、プロセス及び企業構造の理解 (A89項からA90項参照) ①企業環境に対する経営者の監視責任がどのように遂行されているか。例えば、企業文化の醸成や、誠実性及び倫理観に対する経営者の姿勢など ②監査役等が経営者と分離されている場合における、監査役等の独立性と監査役等による企業の内部統制システムの監視状況 ③権限と責任の付与の状況 ④どのように、有能な人材を採用し、育成し、良好な雇用関係を維持しているか。 ⑤内部統制システムの目的を遂行する上での役割をどのように各構成員に認識させているか。	(2)以下の事項の評価 (A91項からA96項参照) ①経営者は、監査役等による監視の下で、誠実性と倫理的な行動を尊重する企業文化を醸成し維持しているかどうか。 ②企業の事業内容と複雑性を考慮した場合、統制環境が内部統制システムの他の構成要素に適切な基礎を提供しているかどうか。 ③統制環境の不備によって、企業の内部統制システムの他の構成要素が損なわれていないかどうか。

統制環境の理解に関連する監査証拠は、質問とその他のリスク評価手続（質問の回答を裏付ける文書の閲覧や観察など）との組み合わせによって入手される場合がある(A89項)

20

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化 (補足) 企業のリスク評価プロセスの理解と評価

■ 監査人は、リスク評価手続を通じて得た以下の理解や評価により、財務諸表の作成に影響を及ぼす企業のリスク評価プロセスを理解しなければならない。(第21項)

理解	評価
(1)以下の事項に関する企業のプロセスの理解 (A97項からA98項参照) ①財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクの識別 (A56項参照) ②発生可能性を含む当該事業上のリスクの重要度の評価 ③当該事業上のリスクへの対処	(2)企業の事業内容と複雑性を考慮した場合、企業のリスク評価プロセスが、企業の状況に対して適切かどうかの評価 (A99項からA101項参照)

経営者及び監査役等が、財務諸表の作成に影響を及ぼす事業上のリスクをどのように識別し、リスクへの対処方針をどのように決定しているのか。

具体的には、企業の目的を妨げるリスクを識別するために、目的を適切に詳細かつ明確に特定し、リスクをどのように分析しているか。不正の可能性も考慮しているか。(A97項)

21

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化 (補足) 内部統制システムを監視する企業のプロセスの理解と評価

- 監査人は、リスク評価手続を通じて得た以下の理解と評価により、財務諸表の作成に影響を及ぼす内部統制システムを監視する企業のプロセスを理解しなければならない。(第23項、A102項からA103項)

理解	評価
(1)以下の事項に対応する企業のプロセスの理解 ①内部統制の有効性を監視し、内部統制の不備を識別・是正するための日常的及び独立的評価 (A104項からA105項) ②企業の内部監査機能 (その責任及び活動内容を含む。) (A106項参照) (2) 内部統制システムを監視する企業のプロセスにおいて利用される情報源の理解と、その情報が監視目的に照らし十分に信頼できると経営者が判断している理由の理解 (A107項からA108項参照)	(3)企業の事業内容と複雑性を考慮した場合、内部統制システムを監視する企業のプロセスが、企業の状況に対して適切であるかどうかの評価 (A109項からA110項参照)

ITの利用に伴う情報処理統制にどのように対応しているかを考慮することがある (複雑なIT環境の監視、自動化された情報処理統制により職務分掌を確保している場合の承認の監視、自動化に関連する誤りや内部統制の不備の監視)。(A105項)

内部監査人の作業を利用する場合には、監基報610が適用となる。(A106 項)

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化 (補足) 情報システムと伝達の理解と評価

- 監査人は、リスク評価手続を通じて得た以下の理解や評価により、財務諸表の作成に関する企業の情報システムと伝達を理解しなければならない。(第24項、A119項参照)

理解	評価
(1) 重要な取引種類、勘定残高又は注記事項に関する企業の情報処理活動の理解。企業の情報処理活動には、処理されるデータ及び情報、情報処理活動に使用される経営資源、並びに情報処理活動について定めた方針が含まれ、以下の事項を理解する。(A120項からA131項参照) ① 以下を含む、企業の情報システムにおける情報の流れ ア. 取引の開始から、それに関する情報の記録、処理、必要に応じた修正、総勘定元帳への取り込み、財務諸表での報告に至るまでの流れ イ. 取引以外の事象や状況に関する情報が把握され、処理され、財務諸表において開示されるまでの流れ ② 会計記録、特定の勘定及び情報システムにおける情報の流れに関連する他の裏付けとなる記録 ③ 注記事項を含む、財務諸表を作成するプロセス ④ 上記①から③に関連するIT環境を含む企業の経営資源	(3)企業の情報システムと伝達が、適用される財務報告の枠組みに従った財務諸表の作成を適切に支援しているかどうかの評価 (A134項参照) 監査人が情報システムを理解する方法は様々であり、次の方法が含まれる。 ・ 取引の開始から、記録、処理及び報告に至るまでの手続、又は企業の財務報告プロセスについての担当者への質問 ・ 企業の情報システムの方針、マニュアル又はその他の文書の閲覧 ・ 担当者による方針又は手続の実施の観察 ・ 情報システムにおいて、取引の開始から財務諸表に反映されるまでを追跡すること (すなわち、ウォークスルーの実施) (A124項) ITアプリケーションのプログラム変更、又は、取引や情報を処理又は保存するデータベース上でのデータの直接修正により、取引の流れ又は情報システム内の情報が変更されることがある。(A130項)

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化 (補足) 情報システムと伝達の理解と評価

前ページより続く

理解	評価
(2)情報システム及び内部統制システムのその他の構成要素において、財務諸表の作成に係る重要な事項及び報告責任について企業がどのように内外に伝達しているかの理解（A132項からA133項参照）。 ① 企業構成員の間での伝達（財務報告の役割と責任の伝達を含む。） ② 経営者と取締役会や監査役等との間の伝達 ③ 規制当局等の外部への伝達	—

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化 (補足) 統制活動の理解と評価

■ 監査人は、リスク評価手続を通じて実施する以下の識別及び評価により、統制活動を理解しなければならない。（監基報315第25項、A135項からA145項参照）

理解	評価
(1)統制活動のうち、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する以下の内部統制の<u>識別</u> ①特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制（A146項からA147項参照） ② 非経常的な取引や通例でない取引の仕訳、又は修正仕訳といった非定型的な仕訳を含む、仕訳入力に関する内部統制（A148項からA149項参照） ③ 実証手続の種類、時期及び範囲を決定するに当たり、監査人が運用評価手続の実施を計画している内部統制。これには、実証手続のみでは、十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクに対応する内部統制が含まれる。（A150項からA152項参照） ④ アサーション・レベルのリスクに関して、監査人が職業的専門家としての判断に基づいて評価することが適切であると考え<u>るその他の内部統制</u>（A153項参照）	(4) (1) で識別された個々の内部統制の評価(A163項からA169項参照) ①当該内部統制が、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに<u>効果的に対応するようにデザインされているか</u>、又は他の内部統制の運用を支援するよう<u>効果的にデザインされているかの評価</u> ②企業の担当者への質問に追加して他の手続を実施することによる、当該内部統制が<u>業務に適用されているかの判断</u> 識別し、デザインを評価し、業務に適用されているかを判断することが適切と考えるその他の内部統制には、以下の内部統制が含まれる。 ・ 特別な検討を必要とするリスクとは判断されていないものの、固有リスクが相対的に高いと評価されたリスクに対応する内部統制 ・ 総勘定元帳と明細の照合に関する内部統制 ・ 受託会社を利用している場合の、企業の相補的な内部統制（A153項）

次ページに続く

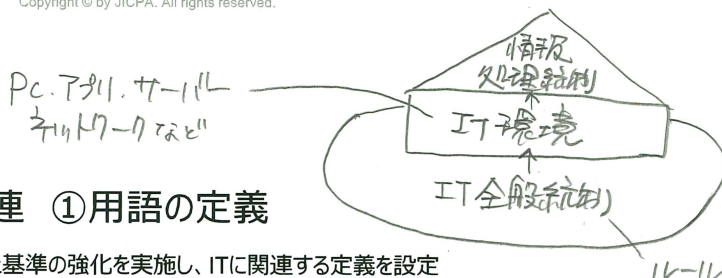
主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化 (補足) 統制活動の理解と評価

前ページより続く

理解	評価
(2) (1)で識別された内部統制について、ITの利用から生じるリスクの影響を受けるITアプリケーション及び関連するその他のIT環境の識別 (A154項からA160項参照) (3) (2)で識別されたITアプリケーション及び関連するその他のIT環境について、以下の識別 (A161項からA162項参照) ① ITの利用から生じるリスク ② ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制	-

26

Copyright © by JICPA. All rights reserved.



主な改正点2(3) IT関連 ①用語の定義

- 企業によるITの利用の進化に応じた基準の強化を実施し、ITに関連する定義を設定

情報処理統制

情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）のリスクに直接対応する、企業の情報システムにおけるITアプリケーションの情報処理又は手作業による情報処理に関連した内部統制のことをいう。
(第11項(9)及びA5項参照)

IT全般統制

IT環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業のITプロセスに係る統制のことをいう。IT環境の継続的かつ適切な運用には、継続して有効に機能する情報処理統制及び企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）の確保が含まれる。(第11項(2)参照)

IT環境

ITアプリケーションやそれを支援するITインフラストラクチャーのみならず、ITプロセスやそれらのITプロセスに関わる要員も含むものをいい、これらは、企業が事業運営の支援や事業戦略を達成するために用いるものである。(第11項(1)参照)

ITの利用から生じるリスク

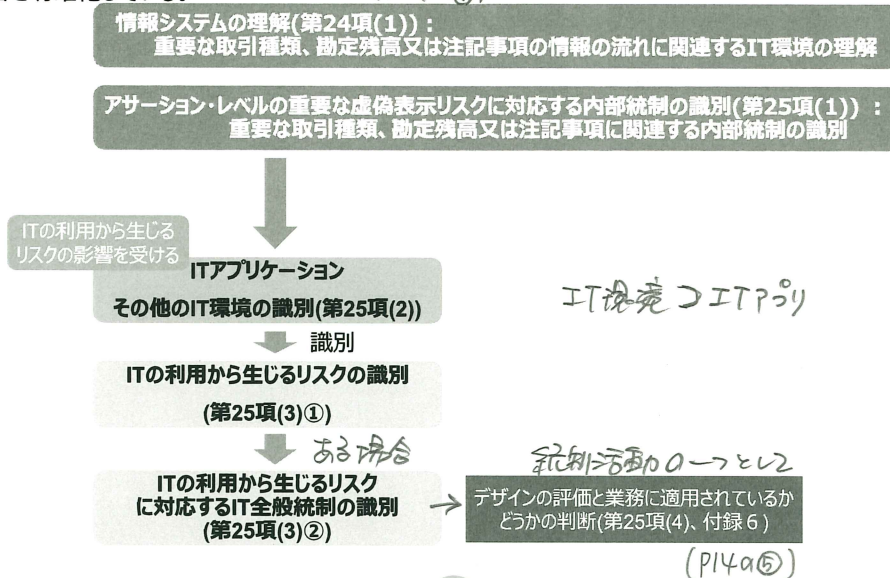
企業のITプロセスにおける内部統制のデザイン若しくは運用が有効でないことにより、情報処理統制が有効にデザイン若しくは運用されない可能性又は企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）に対し引き起こされるリスクをいう。

27

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点2(3) IT関連 ②IT全般統制の識別と評価の流れ

- 改正監基報315において、主に統制活動の理解の一貫として整理され、IT全般統制を識別する場合を明確化している。(P14a⑤)



28

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点2(3) IT関連 ③IT全般統制の識別と評価

- IT全般統制に関する指針が十分でないとの懸念に対応するため、統制活動の理解の一貫として、ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制の識別、デザインと業務への適用の評価を要求

項目	内容	改正監基報315
1. 情報システムと伝達における情報システムの理解の明確化	- 以下の理解を要求 ① 企業の情報システムにおける情報の流れ ② ①に関連する会計記録、その他の裏付けとなる記録 ③ 注記事項を含む、財務諸表を作成するプロセス ④ 上記①から③に関連するIT環境を含む企業の経営資源	第24項 A119項～A131項 付録5：ITを理解するための考慮事項
2. 統制活動の理解における、ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制の識別	- 以下の理解を要求 ① アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制について、ITの利用から生じるリスクの影響を受けるITアプリケーション及び関連するその他のIT環境の識別 ② ①について、「ITの利用から生じるリスク」と「リスクに対応するIT全般統制」を識別	第25項(1)～(3) A138項、 A154項～A162項 付録6：IT全般統制を理解するための考慮事項
3. 識別したIT全般統制の個々の内部統制の評価	質問に加えて、他の手続を実施することにより、内部統制が業務に適用されているかを判断	第25項(4) A168項

付録5：ITアプリケーション及び関連するその他のIT環境の特徴の例示並びにITの利用から生じるリスクが高くなるそれらの特徴に関するガイダンス

付録6：一般的に実施されるIT全般統制の内容についての詳細な説明と、IT全般統制の各プロセスの例示

29

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点3 適用される財務報告の枠組みの理解

- 現行監基報315第10項(1)では、企業に関連する産業、規制等の外部要因として、「適用される財務報告の枠組み」を理解することを要求していた。



- 改正監基報315では、適用される財務報告の枠組みの理解の重要性を強調するため、「(1)企業及び企業環境に関する事項」から独立した項目として理解を要求(第18項(2))
- 企業の会計方針及びその変更がある場合にはその理由も合わせて理解することを要求(第18項(2))
- 適用される財務報告の枠組みに従って財務諸表を作成する過程で、固有リスク要因がどのように及びどの程度、アサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼすか、について理解を要求(第18項(3))

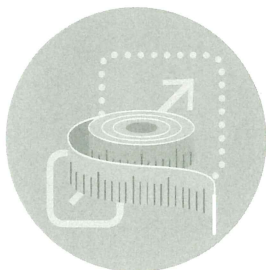
30

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点4 適用の柔軟性

- 現行監基報315の適用指針において「小規模企業に特有の考慮事項」が含まれていた。

(企業の複雑性について明瞭な記載がなかった)



- 改正監基報315第9項において、
 - ✓ 「適用の柔軟性」として、必要に応じて、複雑でない企業と複雑な企業の双方に特有の特別な考慮事項を適用指針に記載している旨を明示
 - ✓ 企業の規模がその複雑性の指標となる場合もあるが、小規模企業が複雑である場合も、大規模企業が複雑でない場合もある点を明示
- 改正監基報315において、「適用の柔軟性」という見出しを付けて関連する適用指針に明示

31

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

主な改正点5 職業的専門家としての懐疑心の強調

- 現行監基報315において、職業的懐疑心については、適用指針A115(内部監査機能)とA126(重要な虚偽表示リスクの識別のプロセス)に記載されていた



- 改正監基報315において、監査基準委員会報告書200が、職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施することを要求している旨を明示

- 以下に関する適用指針において職業的懐疑心に関して記載を追加

- ・A12-A14項 (リスク評価手続とこれに関連する活動)
- ・A40項 (監査チーム内の討議)
- ・A45項 (企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解が必要となる理由)
- ・A77項 (固有リスク要因がアサーションにおける虚偽表示の生じやすさにどのように影響を及ぼすか)
- ・A217項 (リスク評価手続から得られた監査証拠の評価)
- ・A223項 (監査調書)

適合修正（関連する監査基準委員会報告書の改正）(その1)

今回の監基報315の改正では、以下21本が適合修正の対象となる。(続く)

1. 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」
2. 監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」
3. 監査基準委員会報告書230「監査調書」
4. 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」
5. 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」
6. 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」
7. 監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」
8. 監査基準委員会報告書300「監査計画」
9. 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
10. 監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」

適合修正（関連する監査基準委員会報告書の改正）（その2）

今回の監基報315の改正では、以下21本が適合修正の対象となる。(続き)

- 11.監査基準委員会報告書500「監査証拠」
- 12.監査基準委員会報告書501「特定項目の監査証拠」
- 13.監査基準委員会報告書505「確認」
- 14.監査基準委員会報告書530「監査サンプリング」
- 15.監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」
- 16.監査基準委員会報告書550「関連当事者」
- 17.監査基準委員会報告書600「グループ監査」
- 18.監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」
- 19.監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」
- 20.監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- 21.監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

適用時期

本報告書の適用時期については、以下のとおり

適用時期の記載については、2020年11月に改訂された監査基準及び中間監査基準の文言に合わせている。

- ・ 本報告書（2021年6月8日）は、2023年3月決算に係る財務諸表の監査及び2022年9月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げない。



公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組

平成 28 年 1 月 27 日
日本公認会計士協会
会長 森 公 高

監査人は、資本市場の健全な発展に寄与すべく、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない。昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、公認会計士監査の信頼回復のため、会員各位には下記の点について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請する。

1. リスク・アプローチに基づく監査

リスク・アプローチに基づく監査においてリスクの識別及び評価を誤ると、監査計画・監査手続全般に影響が波及し、結果的に財務諸表の重要な虚偽表示を看過することとなる。リスク・アプローチに基づく監査の実施に当たっては、企業及び企業環境を十分に理解した上で、リスクを適切に評価することが決定的に重要となることを再認識しなければならない。

リスク評価に当たっては、経営者の誠実性に関する監査人の過去の経験や、被監査会社又は経営者の社会的名声による予断にとらわれることなく、内部統制を含む企業及び企業環境・ビジネスを適切に理解する必要がある。

2. 職業的専門家としての懐疑心

監査人は次の点に特に留意の上、監査の全過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持し発揮する必要がある。

- ・ 財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じるリスクは全ての企業に常に存在するという前提でリスク評価を行う。また、重要な虚偽表示リスクは常時変化する可能性があるため、監査過程を通じてリスクを見直す。
- ・ 内部統制の評価に当たっては、重要な虚偽表示リスクとの関連を常に意識し、統制目的が有効に達成されているか否かを確かめる。そのためには、表面的な承認の有無の確認に終始することなく、運用評価手続の目的を十分理解した上で手続を実施する。特に、形式的な評価に陥りがちな全社的な内部統制の評価は、実効性のある手続となっているかを確認する。
- ・ リスクに対応した実証手続を実施する際には、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、説明の裏付けとなる適切な監査証拠を入手する。

3. 経営者による内部統制を無効化するリスク

財務諸表の重要な虚偽表示に経営者が関与する場合、経営者の姿勢は組織全体に大きな影響を及ぼし、また、その地位を利用して内部統制の無効化をもたらす。さらに、ビジネスモデルの特徴や企業環境の変化を利用する等、様々な要因が複合的に絡みあって

虚偽表示が及ぼす影響が格段に大きくなり、発見されるまでの期間も長期化することが多くなることに留意する必要がある。

経営者による内部統制を無効化するリスク（以下「内部統制無効化リスク」という。）は、全ての企業に存在する。監査人は、経営者は誠実であるとの思い込みにより、内部統制無効化リスクは低いと判断することなく、職業的懐疑心をもって批判的に評価する必要がある。内部統制無効化リスクに対応した手続（仕訳テスト、会計上の見積りにおける経営者の偏向の検討及び非通例的な重要な取引の検討）を実施する際は、起こり得る不正の態様を想定して、個々の状況に適合した手続を設計し実施する必要がある。

4．会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査に当たっては、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、収集した情報や監査チーム内に蓄積された知識に照らして批判的に検討する姿勢を保持する必要がある。

また、見積りの裏付けとなる適切な監査証拠を入手し妥当性を検討するとともに、各見積項目について、過年度の見積りと確定値又は当年度の再見積額の比較を遡及して検証する必要がある。

5．監査チーム内の情報共有

監査チームメンバーは、情報及び知識を適時に共有するため、随時、十分な討議を行う必要がある。監査責任者は監査補助者が上位者に報告又は相談しやすい環境を整備し、監査補助者もプロフェッショナルとしての自覚を持って監査チーム内での職責を果たすことが求められる。

6．審査

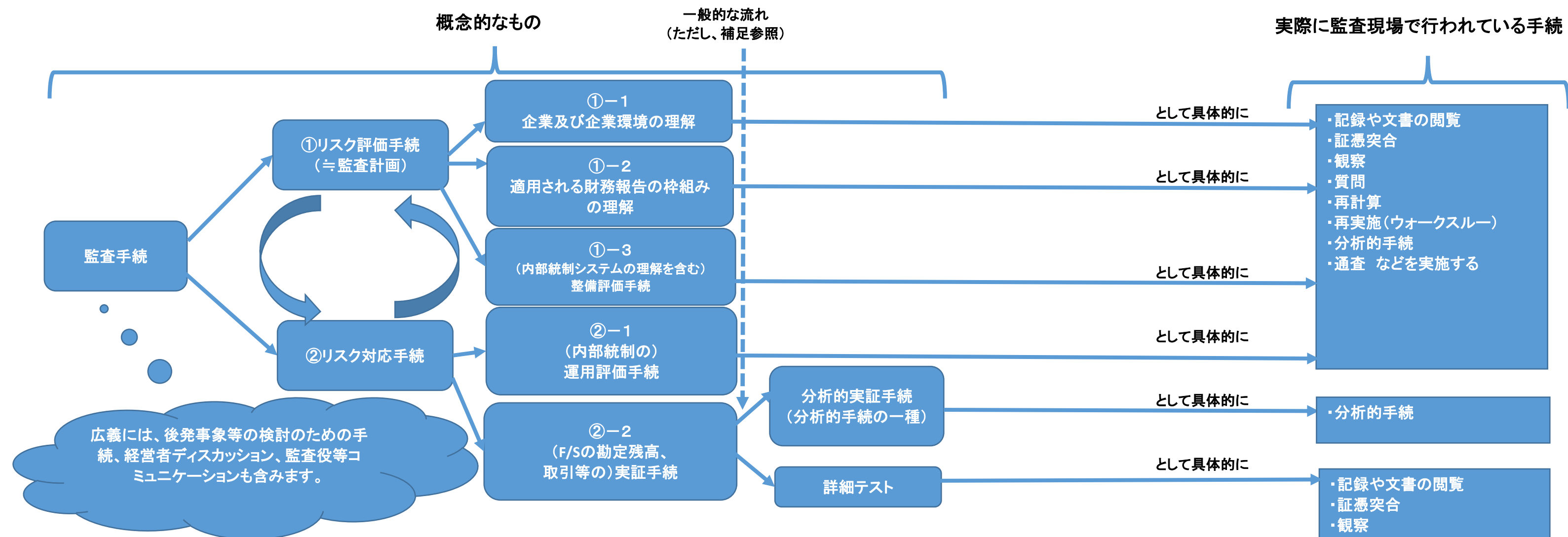
審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することが求められる。評価に際しては、監査チームと同じ目線に立つことなく、重要な判断とその結論に関する監査調書を査閲し、職業的懐疑心をもって審査を行う必要がある。

7．監査時間・期間の確保

コーポレートガバナンス・コードで謳われているとおり、高品質な監査を可能とするには、十分な監査時間・期間の確保が重要な要素となる。十分な監査時間・期間の確保は、財務諸表の信頼性を高めるために不可欠な要素であることについて、経営者の理解を得る努力が必要である。

監査人は強い態度で監査業務に臨むことが必要である。監査は公共の利益のために行われている点、すなわち、被監査会社の株主・投資家等、監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的懐疑心をもって監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい。

【図表2】監査手続の全体像(いろいろな意味で使われる「監査手続」という用語の意味)



◎ポイント

- ・監査手続は上記のとおりさまざまな手続を含み、いろいろな意味で利用されます。そのため、監査手続の用語の使い方は問いに応じて厳密に行ってください。
- ・一般的に論文式試験の第1問(理論問題)では、左側の「概念的な監査手続」を、第2問(事例問題)では右側の「(監査現場で実際に行われる)具体的な監査手続」を問われることが多いと思います。
 - (主に、学者が第1問、実務家(公認会計士)が第2問を作問している関係です。)
 - ・リスク評価手続には、「企業及び企業環境の理解」と「(内部統制やIT等の理解を含む)内部統制の整備評価手続」が含まれます。
 - ・リスク評価手続の目的は、端的には『『財務諸表における重要な虚偽表示リスク』を識別・評価すること』です(つまり、リスク評価手続のアウトプットは何と聞かれた「重要な虚偽表示リスク」!)。
 - ・リスクの識別・評価が誤っていたり、漏れていたりとすると、その後のリスク対応手続は無意味なものになるため、
監査の現場・実務では、「**徹底的な企業及び企業環境の理解に基づく、適切・的確なリスクの識別・評価**」が重要と考えています。

◎誤解が生じやすい点について補足

○監査手続の時系列のイメージは「①リスク評価手続⇒②リスク対応手続」ですが、②から①に戻ることもあります。

「**監査手続の実施＝情報を得ること**」ですので、リスク対応手続により新たな情報を入手しリスク評価を修正（監査計画を修正）するために、再度リスク評価手続を実施することもあるためです。上記のとおり、リスクの識別・評価が特に重要であることから、イメージとしては1年を通してずっと企業及び企業環境を理解、つまり、リスク評価手続を実施しているのが実務的な感覚です。

○また、「監査の最終段階で実施する分析の手続」はリスク評価手続としての監査手続です。これは、監査の最終段階までのリスクの識別・評価を最終的に総点検するためのものです。つまり、それまでのリスクの識別・評価結果が最終的に間違っていないことを確かめるため、監査対象である財務諸表について最終的な分析の手続を実施する必要があります。これを実施することで、リスク評価手続の結果得たリスクの識別・評価結果、この結果に基づくリスク対応手続の正当性を最終段階で監査人自らが検証することになります。このように、「①リスク評価手続⇒②リスク対応手続」というのが時系列のイメージであることは間違いありませんが、①⇒②⇒①⇒②⇒①というように、反復的継続的にリスク評価手続を繰り返している点は認識しておいてください。

○大事なことは、新たな情報を得れば、それは①－１の「企業及び企業環境の理解」が改められるということです。ということはその後の、①－２、②－１、②－２にも影響があるということ。そのため、新たな情報を得て、企業及び企業環境の理解が更新されれば、これを前提に設計されるその後の監査手続、すなわち、内部統制の整備・運用評価手続、実証手続に影響があることから、これらの監査手続を修正・変更するために「監査計画の修正」が必要になる、この関係性を理解しておきましょう。

- ・記録や文書の閲覧
 - ・証憑突合
 - ・観察
 - ・質問
 - ・再計算
 - ・再実施(ウォークスルー)
 - ・分析的手続
 - ・通査 などを実施する
-
- ・分析的手続
-
- ・記録や文書の閲覧
 - ・証憑突合
 - ・観察
 - ・質問
 - ・再計算
 - ・再実施(ウォークスルー)
 - ・分析的手続
 - ・通査
 - ・実査
 - ・立会
 - ・確認
 - ・年齢調べ などを実施する

＜Q1-12＞ 監査手続を①監査理論上（リスク・アプローチ上）の概念、②監査現場において実際に実施される具体的な手続、という観点から整理しなさい。（覚えるというより頭で整理しておくことが大切）

【解答例】（P40、P41、P74）

- ・【図表 2】のとおり。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・具体的に当てはめて言い換えると、次のとおりです。
- ・企業及び企業環境の理解のためのリスク評価手続（①の監査理論上の概念）、として、（②実際監査現場において）株主総会又は取締役会などの重要な会議体の議事録を閲覧する、（質問の一種である）経営者とのディスカッションを実施する、監査人が認識していない財務数値の異常な変動（端緒）や重要な虚偽表示リスクの新たな識別を目的として分析的手続を実施する、といった整理となります。

＜Q1-13＞ リスク評価手続について、①その目的と、②その目的を果たすために具体的に実施しなければならないとされる手続を述べなさい。（①は監基報には記載があるが覚えるのが望ましい、②は暗記不要）

【解答例】（P76）

- ① リスク評価手続は、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベル（アサーション・レベル）の重要な虚偽表示リスクを暫定的に識別・評価し、リスク対応手続を立案することを目的とする（【監基報】—(旧)—「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」315. 412）。
- ② その目的を果たすために、経営者等への質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲覧並びに監査チーム内の討議を実施しなければならない（【監基報】—(旧)—「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」315. 413 及び 416）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・上記の経営者等への質問等を通じて、企業及び企業環境を理解し、内部統制の整備状況の評価することになります。
- ・財務会計論に置き換えると、リスクの「識別」は認識、リスクの「評価」は測定です。

＜Q1-14＞ リスク対応手続を2つに分類したうえで、①それぞれについてその目的を述べるとともに、②両者の目的は違うにもかかわらず同じリスク対応手続に分類される理由として考えられることを述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P82、P83）

- ・リスク対応手続は、「内部統制の運用評価手続」と「実証手続」とに分類される（【監基報】「評価したリスクに対応する監査人の手続」330. 1 及び 3）。
- ・内部統制の運用評価手続は、会社が整備した内部統制に依拠した監査を実施できるかどうかを判断するために、内部統制の運用状況の評価することで内部統制の有効性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することを目的とする（【監基報】330. 3(1)、7 及び 10）。また、実証手続は監査人自らが重要な虚偽表示を看過しないことを目的とする（【監基報】330. 3(2)）。
- ・上記のとおり、両者の目的は違うにもかかわらずリスク対応手続に分類される理由は、暫定的に識別し評価された財務諸表項目レベル（アサーション・レベル）の重要な虚偽表示リスクに対応して、監査リスクを許容可能な低い水準（合理的に低い水準）に抑えるために立案し実施される手続であるという共通点を有するためだと考えられる（【監基報】330. 3(3)）。

セクション4 リスク概念～主に、監基報 200「財務諸表監査における総括的な目的」、240「財務諸表監査における不正」、315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」～

＜Q4-01＞ リスク・アプローチとは何か、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P69）

- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果（目的）を達成する監査の実施の方法をいう。

＜Q4-02＞ リスク・アプローチに基づく監査を行うに当たって、なぜリスク評価手続が重要となるか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P82）

- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果（目的）を達成する監査の実施の方法をいう。
- ・とすれば、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項かどうか（重要な虚偽表示リスクであるかどうか）の判断によって、監査上採るべきアプローチが異なることになる。
- ・この点について、リスク評価手続についての監査人の目的は、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価することにある。これによって、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項に対するリスク対応手続の立案と実施に関する基礎が提供されることになる（【監基報】315.10）。
- ・このように、リスク評価手続は、監査上のリスクの識別と評価を行い、その後に実施されるリスク対応手続の種類、時期、範囲を決定づけるという意味で重要である。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・重要な虚偽表示リスクの識別と評価が誤ってしまうと、その後のリスク対応手続は（本当の）リスクに見合わない、とんちんかんなものとなってしまいます。

＜Q4-03＞ 監査論で学習した財務諸表監査上のリスク概念について、その名称を漏れなく列挙しなさい。（網羅的に列挙するとともに、（定義ではなく）その意味は説明する必要があります。）

【解答例】

- ・監査リスク（P68）（【監基報】200.12(5)）
 - ・重要な虚偽表示リスク（P68）（【監基報】200.12(10)）
 - ・発見リスク（P68、P70）（【監基報】200.12(15)）
 - ・固有リスク（P70）（【監基報】200.12(10)①）
 - ・統制リスク（P70）（【監基報】200.12(10)②）
 - ・事業上のリスク（P72）（【監基報】315.11(7)、同 A56）
 - ・財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク（P77、P81）（【監基報】315.A182）
 - ・財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク（P77、P82）（【監基報】315.A187）
 - ・実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク（P80）（【監基報】315.A209）
 - ・特別な検討を必要とするリスク（P87）（【監基報】315.11(10)）
 - ・不正リスク（＝不正による重要な虚偽表示リスク）（P166）（【監基報】240.10(3)）
- その他、サンプリングリスク（P64）、ノンサンプリングリスク（P64）がある。

＜Q4-04＞ 重要な虚偽表示リスクとは何か述べるとともに、当該リスクと上記＜Q4-03＞で列举したリスク（サンプリングリスク、ノンサンプリングリスクを除く。）との関係について簡潔に述べなさい。（暗記は不要だが関係性については必ず理解が必要）

【解答例】（P68）

- ・重要な虚偽表示リスクとは、監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいう（【監基報】200.12(10)）。
- ・重要な虚偽表示リスクと上記＜Q4-03＞で列举したリスクとの関係については次のとおりである。

リスクの名称	重要な虚偽表示リスクとの関係
監査リスク	監査リスクを合理的に低い水準（許容可能な低い水準）に抑えるために、重要な虚偽表示リスクを評価したうえで発見リスクの水準を決定し、その水準に応じた監査手続（実証手続）を立案し実施しなければならないという関係にある（P68）。
発見リスク	重要な虚偽表示リスクとともに監査リスクを構成し、監査リスクを合理的に低い水準（許容可能な低い水準）に抑えるために、重要な虚偽表示リスクを評価したうえで発見リスクが決定されるという関係にある（P68）。
固有リスク	重要な虚偽表示リスクを構成する二つの要素のうちの一つである（P69）。
統制リスク	同上
事業上のリスク	事業上のリスクは企業経営において経営者が対峙し、企業目的の達成等を阻害しうる要因であり、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを含み、これよりも広義のリスクである（P72）。したがって、事業上のリスクは、重要な虚偽表示リスクを含むという関係にある。また、事業上のリスクの多くは潜在的に財務諸表に影響を与える原因となるため、財務諸表に影響を与える事業上のリスクを理解することは、監査人が重要な虚偽表示リスクを識別するのに役立つという関係にある（【監基報】315.A55）。
財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク	重要な虚偽表示リスクの一つである（P73）。重要な虚偽表示リスクのうち、財務諸表全体に広く関わりがあり、アサーションの多くに潜在的に影響を及ぼすリスクである。したがって、特定のアサーションと結び付けられない（【監基報】315.A182）。
財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク	重要な虚偽表示リスクの一つである（P73）。重要な虚偽表示リスクのうち、財務諸表に広く関わりがなく、取引種類、勘定残高又は注記事項における特定のアサーションと結び付けられるものである（【監基報】315.A182、A187）。
実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク	財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクの一種であり、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクの評価に影響を与えるという関係にある（【監基報】315.32）。
特別な検討を必要とするリスク	（固有リスクとして）評価された重要な虚偽表示リスクから決定されるという関係にある（P87、【監基報】315.31）。識別された重要な虚偽表示リスクのうち、以下のような性質をもった重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクである（【監基報】315.11(10)）。 ① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク ② 他の監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク（【監基報】240「財務諸表監査における不正」.26 及び【監基報】550「関連当事者」.17 参照）
不正リスク	重要な虚偽表示リスクのうち、不正を原因とするものという関係にある（P166）。

◎ワンポイントアドバイス！

このように重要な虚偽表示リスクを中心としてリスク概念が整理できます。

＜Q4-05＞固有リスク、統制リスク、発見リスクの高低は何に影響されるのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P70）、論文対策問題集 2-4-3

- ・固有リスクは、その**財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）**自体の特性や、企業が置かれた**経営環境**によって影響を受ける（【監基報】200.A37 参照）。
- ・統制リスクは、経営者が整備する**内部統制の有効性**によって影響を受ける（【監基報】200.A38）。
- ・発見リスクは、監査人が実施する**実証手続の有効性**によって影響を受ける（【監基報】200.A42）。

＜Q4-06＞発見リスクはどのように決定し、その評価結果によってリスク対応手続がどのように異なることになるのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P71）、論文対策問題集 2-4-4、2-4-5

監査リスクを合理的に低い水準（許容可能な低い水準）に抑えるために、重要な虚偽表示リスクを評価したうえで、その評価結果を踏まえて**発見リスクを決定する**。

発見リスクが低く決定された場合、**監査の効果のために（重要な虚偽表示を看過しないために）**監査人が実施する**実証手続を充実させる必要がある**。一方、発見リスクが高く評価された場合、**監査の効率を優先させて実証手続を軽減することができる**。

＜Q4-07＞監査基準委員会報告書上、必ず特別な検討を必要とするリスクとして識別することが求められるものを列記しなさい。（規定自体は暗記不要だが2つあることは要暗記）

【解答例】（P88）

監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって必ず特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことが必要とされた重要な虚偽表示リスクは次のとおりである（【監基報】315.11(10)②）。

- ①不正による重要な虚偽表示リスク（経営者が内部統制を無効化するリスクを含む。）（【監基報】240「財務諸表監査における不正」.26、30）
- ②企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引（【監基報】550「関連当事者」.17）

◎ワンポイントアドバイス！

「経営者が内部統制を無効化するリスク」は不正リスクですので、忘れないようにしてください。

＜Q4-08＞ 税効果会計や固定資産の減損会計など会計上の見積りに関する財務諸表項目について、一般的には、重要な虚偽表示リスクは高いとされるが、必ず特別な検討を必要とするリスクとして識別するわけではない。では、会計上の見積りに関する財務諸表項目について、特別な検討を必要とするリスクとして識別する場合とはどのような場合か、またその場合に考慮することが求められる事項について簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】

- ・ 会計上の見積りに関する財務諸表項目について、特別な検討を必要とするリスクとして識別するのは、会計上の見積りに関する固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された場合である。（【監基報】315.11(10)①）。
- ・ この評価にあたっては、次の事項を考慮する必要があるとされる（【監基報】540「会計上の見積りの監査」.15）。
 - (1) 会計上の見積りが見積りの不確実性の影響を受ける程度
 - (2) 以下の事項が複雑性、主観性又はその他の固有リスク要因の影響を受ける程度
 - ① 会計上の見積りを行う際に使用する見積手法、仮定及びデータの選択と適用
 - ② 財務諸表に計上される経営者の見積額と関連する注記事項の選択

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ <Q4-07>以外については、すべて一つ目の・に示された【監基報】315.11(10)①の規定に則って特別な検討を必要とするリスクかどうかを判断することになります。
- ・ **固有リスク要因**というのは、監基報 315 の改正によってはじめて規定された新たな概念で、「関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける**虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴**」と定義されています。

＜Q4-09＞ 令和2年度監査基準及び改正後の監基報 315 に基づき、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクはどのように識別し評価するのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】

- ・ まず、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解するとともに固有リスク要因等を考慮して固有リスクを識別し、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別する。そして、固有リスク、統制リスクそれぞれを評価し財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクとして評価する。
- ・ そのために、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクは、固有リスクと統制リスクを分けて評価する。
- ・ なお、固有リスクは、虚偽表示の発生可能性と影響の度合いを組合せて評価するものとする。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ 改正監基報 315 によれば、固有リスクの識別によって**重要な虚偽表示リスクを識別**するとされています。固有リスクは、存在する内部統制が存在しないとの仮定を置いたうえで識別されるリスクであることから、固有リスクを識別するという文脈では「**内部統制（システム）の理解**」という記述はしてはいけません。

＜Q4-10＞ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がある被監査会社について、一般的にどのような財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別することになるか、関連するアサーションと、財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）を明示して、簡潔に述べなさい。

【解答例】

- ・継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況（固有リスク要因）がある被監査会社は、一般的に、業績が芳しくなく、運転資金が不足しているような状況にある。したがって、少しでも業績を良く見せ、継続企業の前提に関する事項の注記を回避したい不正の動機があると考えられる。
- ・そのために、一般的に、次の関連するアサーションと、財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）について、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別することになると考えられる（以下は単純化した例示）。

関連するアサーション	財務諸表項目 (取引種類、勘定残高又は注記事項)	財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク
網羅性 表示の妥当性	継続企業の前提に関する事項の注記	重要な不確実性が認められる場合に本来は継続企業の前提に関する事項の注記が必要であるが、当該注記が財務諸表から漏れてしまうリスク
評価の妥当性 網羅性	固定資産 減損損失	業績が不調であることから本来固定資産の減損損失を認識しなければならないが固定資産の評価を誤り減損損失の計上が漏れてしまうリスク
評価の妥当性	繰延税金資産	業績が不調であるため本来繰延税金資産を認識してはならないが、会社分類の判定や将来の課税所得の見積りを誤り税効果（繰延税金資産）の計上（評価）を誤るリスク
網羅性	原価や経費などの費用項目	本来は原価や経費などの費用を計上しなければならないが、当該費用を意図的に未計上（簿外）にするリスク
実在性	売上高などの収益項目	本来は売上高などの収益を計上してはならないが、当該収益を意図的に過大（架空）に計上するリスク

◎ワンポイントアドバイス！

- ・実際の事例問題では上記のように問われる可能性があります。解答のプロセスとしては、まず、①問題になりそうな財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）を思い浮かべたあと、②関連するアサーションを考え、最後に③財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクとして具体的に書き出していくという流れになります。
- ・一般的に、資産項目は「実在性」や「評価の妥当性」、負債項目は「網羅性」や「評価の妥当性」、注記事項は「網羅性」や「表示の妥当性」が監査要点（アサーション）として問題になることが多いです。

＜Q4-11＞ ある企業のビジネスモデルは、不動産を担保とした借入によって高額な不動産を仕入れ、数年かけて造成、建設工事を行ったあと中所得者層向けに販売するというものである。このようなビジネスモデルを採る企業において、一般的に事業上のリスクとして考えられるものを列挙しなさい。また、当該企業の監査を行う監査人は、当該事業上のリスクを受けて一般的にどのような重要な虚偽表示リスクを認識することになると考えられるか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P78）

- ・設問のような企業においては、一般的に次のような事業上のリスクがあると考えられる。それを受けて、当該企業の監査を行う監査人は一般的に次のような財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを認識することになると考えられる（以下は単純化した例示）。

事業上のリスク	財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク
景気が急激に悪化し冷え込んだ場合、中所得者向けの販売が低下し 不動産（棚卸資産）が滞留し、販売価格が下落する というリスク	販売が不調であることから本来棚卸資産の低価法を適用し棚卸資産評価損を認識しなければならないが、棚卸資産の評価を誤り棚卸資産評価損の計上が漏れてしまうリスク（関連するアサーション： 評価の妥当性、網羅性 ）
不動産を担保とした借入によって資金調達を行っているが、景気が急激に悪化し冷え込み中所得者向けの 販売が低下した場合、不動産（棚卸資産）の販売による資金化ができず借入が約定どおりに返済できない というリスク	借入が返済できない状況が継続した場合、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況にあたる可能性がある。このような場合、重要な不確実性が認められる場合には継続企業の前提に関する事項の注記が必要となるが、当該注記が財務諸表から漏れてしまうリスク（関連するアサーション： 網羅性、表示の妥当性 ）

◎ワンポイントアドバイス！

- ・実際の事例問題はいろいろなケースが考えられますので、日頃から財務会計論の答練等で貸借対照表や損益計算書を見る場合に、どのような虚偽表示（会計処理上の誤り）が考えられるか想像してみましょう。
- ・正しい会計処理と誤った会計処理（そもそも会計処理がなされない場合を含みます。）との差が、虚偽表示です。